生活交通の維持に関する提言

生活交通を維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 地域公共交通に対する総合的支援
- (1) 地域住民の日々の移動手段を持続的に確保するため、地域公共交通確保 維持改善事業の予算を十分に確保したうえで、対象要件の緩和など財政措 置を拡充すること。
- (2) 都市自治体が地域交通の維持・確保のために実施している交通施策に対して、財政力指数による差異をなくすなど特別交付税措置を拡充すること。
- (3)公共交通関係施設のバリアフリー化が推進されるよう、財政措置の拡充 など十分な支援を講じること。
- (4) 自動車運送事業の運転者を確保するため、労働環境の改善や若者をはじめとする人材の確保・育成対策を推進すること。
- (5) 地域公共交通の利用促進及び利便性向上のため、交通系 I Cカードの普及等を図ること。
- 2. エネルギー価格高騰の影響を受けている公共交通事業者は料金への転嫁が 困難であるため、負担を軽減するための支援を充実すること。
- 3. 都市自治体が実施する免許返納後の高齢者などの交通弱者に対する移動支援について、財政支援を講じること。
- 4. 離島航路等の維持に必要な支援
- (1)島しょ部の生活交通として欠かせない離島航路・航空路を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置等を講じること。
- (2)ジェットフォイルは離島航路存続には必要不可欠な存在であることから、 運航会社の建造費に係る負担軽減措置を含めた抜本的対策を講じること。
- 5. LRT等の新しい交通システムや環境に配慮した車両の導入に対する支援 を充実強化すること。

また、自動運転などICTを活用するための技術的・財政的支援を講じること。

6. 地域の交通手段を維持・確保するため、地域公共交通の再構築に当たっては、国全体の公共交通ネットワークのあり方に関わる問題であることから、 国が積極的に関与し、具体的な協議においては「廃止ありき」という前提を 置かず、関係自治体の意見を十分に反映できるものとすること。

また、各地域の先進的な取組を全国に共有するため、情報提供を行うこと。

7. 交通空白輸送及び福祉輸送を担う自家用有償運送事業者が持続的な運営ができるよう財政支援をはじめ十分な支援措置を講じること。

また、許可・登録を要しない、いわゆる無償(ボランティア)輸送の円滑な事業推進に向け、必要な支援策を講じること。

8. 新型コロナウイルス感染症対策関係

地域公共交通は、住民生活や地域経済活動に不可欠で重要な社会基盤としての役割を担っていることから、コロナ禍等の影響を受けている各種交通事業者に対して、国において、持続的かつ安定的な経営を維持できるよう積極的な支援策を講じること。

また、都市自治体が引き続き独自に交通事業者への支援策を実施できるよう十分な地方財源を確保すること。